

無料 『調停手続相談会』のお知らせ

◎次のような悩みをお持ちの方にお勧めします

- ・お金の貸し借りなどお金に関する問題
 - ・交通事故などの損害賠償問題
 - ・土地、建物や騒音、境界など近隣トラブルに関する問題
 - ・夫婦間の問題
 - ・子どもの親権をめぐる問題
 - ・相続問題
- など

◎ このようなトラブルでお困りの方に経験豊富な民事調停委員・家事調停委員が、調停で解決する手続きの相談を無料でお受けします。(秘密は厳守します)

◎ 予約はいりません。お気軽にお越しください。

◎ 発熱等の症状のある方のご来場はお控えくださるようお願いいたします。

日時 **令和5年10月21日(土) 午前10時～午後3時30分**

場所 **川崎市教育文化会館1階**

川崎市川崎区富士見2-1-3

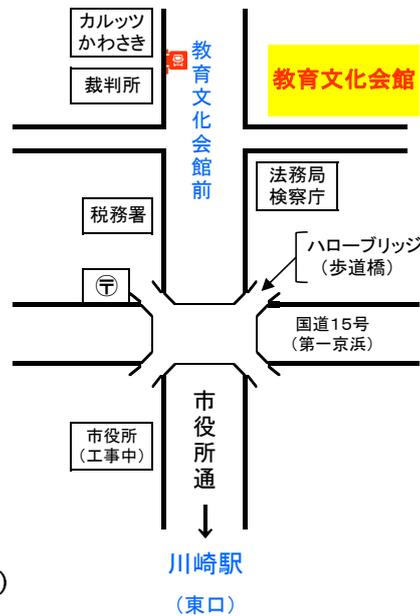
徒歩：JR川崎駅東口から徒歩15分

京急川崎駅から徒歩13分

バス：市営バス「教育文化会館前」下車
(川崎駅東口または銀柳街入口バス停から
川02, 03, 04, 05, 10, 13, 15系統利用)

主催 日本調停協会連合会
川崎民事調停協会
川崎家事調停協会

後援 最高裁判所 川崎市
川崎簡易裁判所 (調停係 044-233-8303)
横浜家庭裁判所川崎支部 (庶務課 044-222-1315)



◎調停とは

裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、裁判所の調停委員会が仲立ちをして、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続きです。

- ・非公開で行われますので、プライバシーが守られます。
- ・調停でまとまった内容は、判決と同様の効力があります。
- ・調停費用は、訴訟(裁判)費用に比べ少額ですみます。
- ・裁判所への申し立てから調停終了まで、すべて自分でできます。